

西北五環境整備事務組合障害者活躍推進計画

機 関 名	西北五環境整備事務組合
任命権者	管理者 佐々木 孝昌
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 （3年間）
西北五環境整備事務組合における障害者雇用に関する課題	<p>西北五環境整備事務組合においては、職員総数が30名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は実施していない。</p> <p>今後、障害者である職員が在職することとなった場合は、障害者である職員の活躍推進を図るため、組織的な体制整備を行う必要がある。</p>
目 標	
①採用に関する目標	職員募集を行う際には、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。
②定着に関する目標	<p>特になし</p> <p>※今後、障害者である職員が在職することとなった場合は、定着状況データを把握する予定である。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>【基本的な考え方】</p> <p>○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、総務課長を障害者である職員の相談窓口とする。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害者等により従来 of 業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、毎年度実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4 その他	障害者の活躍及び支援に係る各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場の拡大を推進する。